

<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・「早期事業再生ガイドライン(案)」を作成、2月14日よりパブリックコメントを開始(20日迄)。2月下旬に正式公表。</p>	<p>早期事業再生の慣行定着に向けて、官民の取り組むべき課題を提案。</p>		<p>政府の取り組むべき課題については、関係省庁と協力しつつ迅速に制度を整備し、民間が取り組むべき課題については、広く関係者に働きかける。</p>
<p>関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。</p>	<p>財務省、経済産業省</p>	<p>日本政策投資銀行において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度(事業構造改革促進融資)を創設(平成14年7月16日)。</p>	<p>経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定(融資相談中の企業において実施)。</p>	<p>15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。</p>	<p>①14年度内に実績が出る方向で調整中。 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し。 ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度から、政府系研究所と中小企業との連携強化等を推進することにより、新分野に挑戦する中小企業の戦略的技術開発を支援する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・戦略的基盤技術力強化事業(平成15年度新規予算)について31.9億円を確保(政府原案)。</p>	<p>・現在、産学官連携事業である地域新生コンソーシアム研究開発事業(中小企業枠)を実施中。</p>		<p>①第156回国会会期末「戦略的基盤技術力強化事業」の公募・採択。</p>

<p>関係府省は、協力して、消費者・利用者が環境に優しい製品選択を拡大する観点から、平成14年度からエコマーク、環境JIS、省エネラベリング制度等による消費者選択への誘因の充実強化を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・環境JIS第2弾として、平成14年7月の建築基準法改正を受けて、シックハウス対策のためのJISを整備する。平成15年1月20日付けに制定公示されたJIS A1901（小型チャンパー法）を始めとして、平成15年3月20日までに建築内装材、塗料、接着剤、断熱材など45の建材関連のJISについても制定・改正公示する予定である。</p>	<p>・今後のシックハウス対策として活用が期待される。また、実際の室内空気中のホルムアルデヒドやVOC（揮発性有機化合物）濃度の予測も可能となり、更に、共通の測定方法をJIS化することによって、測定データの互換性・有効活用が図られ、ホルムアルデヒドやVOC放散量の低い建材の開発、普及拡大に寄与できる。</p>	<p>・揮発性有機化合物（VOC）に関する試験方法についての検討が必要である。</p>	<p>・JIS制定のための調査研究等に取り組む。</p>
		<p>・平成15年1月開催の第8回日本工業標準調査会環境・資源循環専門委員会において、環境JIS策定中期計画の改定案、及び、分野別環境配慮規格整備方針の検討状況について、議論を行った。平成15年3月開催予定の第9回環境・資源循環専門委員会において、上記整備方針及び中期計画を報告する予定である。</p>	<p>・環境JIS策定中期計画の改定により、新たな環境JISテーマが発掘され、3Rを始めとした環境配慮に寄与できる。分野別に環境配慮規格整備方針を示すことにより、規格における環境負荷低減が促進される。</p>		<p>・環境JIS策定中期計画については、毎年度見直しを実施する。環境配慮規格整備方針については、技術革新等に基づき随時修正を実施する。</p>

<p>関係府省は、地球温暖化対策を進める観点から、低公害車……の開発・普及に係る民間企業の取り組みを促進し、新たな需要や産業の創出を円滑化する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>クリーンエネルギー自動車を含む低公害車（以下「低公害車」という）の開発・普及を促進するため、平成14年度に引き続き、平成15年度も以下の施策を実施する。 （予算措置） ・天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助、天然ガス等の燃料等供給施設の設置に対する補助を実施。（平成15年度予算案：154億円） ・大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の技術開発を推進。（平成15年度予算案：10億円）</p> <p>（税制措置等） ・低公害車に係る自動車税のグリーン化及び自動車取得税の軽減、天然ガス等の燃料等供給施設に係る固定資産税の軽減等の税制措置を実施。（平成15年度より、LPG自動車、燃料電池自動車、水素供給施設を新たに対象に追加。） ・平成15年度より、新たに低PM車に係る自動車取得税の軽減措置を創設。 ・低公害車の導入に対し、日本政策投資銀行等の政府系金融機関による低利融資を実施。</p>	<p>・自動車メーカーによる車種拡大努力や、政府の普及支援策等により、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の普及台数は着実に増加。（平成14年3月末：217万台 → 平成14年9月末（暫定）：323万台）</p> <p>・今後とも、これらの施策を実施することにより、自動車メーカーの一層の技術開発や、ユーザーへの普及拡大を促し、我が国自動車産業の国際競争力の強化に寄与することを期待。</p>		<p>① 予算措置については、平成15年度予算案が第156国会で成立予定。また、税制措置については、地方税法改正案が第156国会で制定予定。</p> <p>②、③ 低公害車の開発・普及に係る施策内容を自動車メーカー、ユーザーに対しPRを実施。</p>
--	--------------	--	---	--	---

<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。</p>	<p>経済産業省 文部科学省</p>	<p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。(平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際的財産保護フォーラム」に参加している。</p>	<p>・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。 ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p>	<p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 コンテンツ産業の発展、国際競争力強化は、コンテンツ産業自体の付加価値増、雇用拡大のみならず、観光、製造業等を含む我が国の「ブランド価値」向上に資するものである。こうした認識から、コンテンツ産業の海外展開の強化、東京映画祭等各種イベントの有効活用により、「ジャパン・ブランド」価値の向上を図る。</p>	<p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③東京国際映画祭を頂点とする地方を含む国内映像イベントの再編・強化を図り、ブランド力の強化、観光・製造業等他産業との連携強化を行う。 ③国内コンテンツ産業による海外展開を拡大するため、JETRO等も活用し、見本市機能の拡充、海外進出等に対する支援策の創設を図る。 ③イベント、見本市などの活用によるコンテンツ産業をコアとした「ジャパンブランド」の確立を含む総合的な海外展開支援策を講じ</p>
--	------------------------	--	--	---	--

<p>関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。(平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。</p>	<p>・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。 ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。</p>	<p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたリターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制(著作権法、契約法など)、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材(プロデューサー)が不可欠。 また、ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある一方、優れたクリエイターの実現する技術的ボトルネックにより、新しいコンテンツビジネスが進展していない。 ・こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生み出され続ける環境を整備することが重要。</p>	<p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。 ③ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを実現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。 ③スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。</p>
--	--------------	--	--	---	--

<p>・・・関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を実現する。</p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目的に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p> <p>平成14年11月に通関情報処理システム（NACCS）と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）との連携を開始した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p> <p>輸出入貿易管理に係る一連の手続のペーパーレス化を進展した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。</p> <p>システムについて、より一層の理解を得え、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。</p> <p>②平成15年末 平成15年7月中（目途）の運用開始後、その成果等の検証を行う予定。</p> <p>③それ以降 上記検証等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力し、平成14年度から、バイオ、IT等地域に蓄積した知的資産を活用し、知的クラスター創成事業や産業クラスター計画を相互に連携しつつ推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業クラスター計画関連予算として平成15年度予算案に385億円を計上。</p>	<p>約3800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200の大学の参加を得て、各プロジェクト毎に推進組織が立ち上がり、産学官の人的ネットワークが形成され、実用化技術開発の取組みが進むなど、新事業創出の成果が見えつつある。</p>		<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積を形成するため、産業クラスター計画の一層の推進を図る。</p>

		<p>・地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体、その他関係機関による「地域クラスター推進協議会（仮称）」を設置。</p>	<p>・全国で8つの「地域クラスター推進協議会」が設置若しくは設置予定となっており、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の進捗状況報告等を通じて連携を図っている。</p>	<p>・知的クラスター創成事業の成果（技術シーズ）が産業クラスター計画で効率的に事業化されるよう情報交換を密にしていくことが必要。</p>	<p>①第156回国会会期末「地域クラスター推進協議会」の内容の充実を図る。</p>
		<p>・地域ごとに文部科学省と経済産業省の両省事業の成果に関する「合同成果発表会」を年1回程度開催。</p>	<p>・当面、全国で3つの「合同成果発表会」を開催する予定。</p>		<p>①第156回国会会期末残りの5地域において「合同成果発表会」を開催する。</p>
<p>関係府省は、FTAなど経済連携を推進・強化することとし、これに必要な課題の克服に取り組む。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・韓国との経済連携強化</p>	<p>・韓国との間で日韓FTA共同研究会第3回会合（12月4日～5日：於釜山）、第4回会合を開催（2月6日～7日：於東京）</p>	<p>・両国の関税撤廃 ・韓国人に対する査証免除 ・日韓FTA共同研究会における両国の非関税措置の扱い方</p>	<p>①日韓FTA共同研究会第5回会合を4月14日～15日にソウルにて開催予定。 ①共同研究会の下にNTM協議会を設置する予定。 ③2004年7月以前のできるだけ早期に共同報告書作成する予定。</p>

	<p>・メキシコとの経済連携強化</p>	<p>・メキシコとの間で日墨EPA第2回首席代表レベル会合を開催(2月17日～19日:於東京)</p>	<p>・両国の関税撤廃 ・メキシコ側のビジネス環境整備 ・サービス自由化 ・投資ルールの整備 ・政府調達ルールの整備 ・二国間協力 ・競争政策、基準認証 ・ビジネス環境整備 ・知的財産権</p>	<p>①日墨EPA第3回首席代表レベル会合を5月12日～16日にメキシコにて開催予定。 ③交渉開始後1年程度で、できるだけ早く実質的に交渉を終了させることを目標。</p>
	<p>・アセアンとの経済連携強化</p>	<p>・日アセアン包括的経済連携委員会を開催し、今後の進め方やスケジュール等について議論を行った。(3月10日:於マレーシア) ・タイとの間で第3、第4回日タイ経済連携作業部会を開催。(11月25日於タイ、3月18日～19日:於東京) ・フィリピンとの間で第3回日フィリピン経済連携作業部会を開催(2月22日～23日:於フィリピン) ・マレーシアとの間で2002年12月の日馬首脳会談を踏まえ、本年2月の平沼大臣とラフィダ馬通産大臣の会談において、両国間の経済連携について作業部会による検討を開始することで合意。</p>	<p>・各国の経済発展の格差及びセンシティブな分野への配慮</p>	<p>①アセアン全体、フィリピン、タイ、マレーシア等との経済連携を推進 ②日アセアンについては、 i)日アセアン包括的経済連携委員会にて経済連携について枠組みを策定し、首脳間で合意。 ii)10年以内のできるだけ早期の経済連携の実現に向け、2004年から2年程度で協定交渉を行うことを目指す。</p>

<p>関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・韓国との経済連携強化</p>	<p>・韓国との間で日韓FTA共同研究会第3回会合（12月4日～5日：於釜山）、第4回会合を開催（2月6日～7日：於東京）</p>	<p>・両国の関税撤廃 ・韓国人に対する査証免除 ・日韓FTA共同研究会における両国の非関税措置の扱い方</p>	<p>①日韓FTA共同研究会第5回会合を4月14日～15日にソウルにて開催予定。 ①共同研究会の下にNTM協議会を設置する予定。 ③2004年7月以前のできるだけ早期に共同報告書作成する予定。</p>
		<p>・アセアンとの経済連携強化</p>	<p>・日アセアン包括的経済連携委員会を開催し、今後の進め方やスケジュール等について議論を行った。（3月10日：於マレーシア） ・タイとの間で第3、第4回日タイ経済連携作業部会を開催。（11月25日於タイ、3月18日～19日：於東京） ・フィリピンとの間で第3回日フィリピン経済連携作業部会を開催（2月22日～23日：於フィリピン） ・マレーシアとの間で2002年12月の日馬首脳会談を踏まえ、本年2月の平沼大臣とラフィダ馬通産大臣の会談において、両国間の経済連携について作業部会による検討を開始することで合意。</p>	<p>・各国の経済発展の格差及びセンシティブな分野への配慮</p>	<p>①アセアン全体、フィリピン、タイ、マレーシア等との経済連携を推進 ②日アセアンについては、 i)日アセアン包括的経済連携委員会にて経済連携について枠組みを策定し、首脳間で合意。 ii)10年以内のできるだけ早期の経済連携の実現に向け、2004年から2年程度で協定交渉を行うことを目指す。</p>

		<p>・その他の環境整備 (貿易金融EDI (TEDI) をアジア等における貿易の共通基盤とすることに向けた取組を推進。)</p>	<p>・韓国・台湾・シンガポール・マレーシアとの貿易において、税関手続を含む実際の貿易手続にTEDIを使用。今後継続的な使用が見込まれる。 ・平成14年11月に「ペーパーレス貿易に関する日韓官民協議会」を開催。日韓間の貿易手続の電子化に係るパイロットプロジェクトの実施に向けた合意がなされた。</p>	<p>・ユーザーの利便性を踏まえたシステム運営が求められる。 ・ユーザーの拡大が課題。</p>	<p>TEDIをアジア等における貿易の共通基盤とするため、 ①平成15年度早期に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化の実現が予定されているが、それに合わせてTEDIとシングルウィンドウシステム等との連携を図る。 ②アジア諸国等の税関手続のためのシステムとの連携を図る。</p>
	<p>(域内における知的財産保護の強化)</p>		<p>・模倣品・海賊版対策の強化については、二国間・多国間交渉を通じ、知的財産侵害の被害が生じている国・地域に対し、模倣品取締りにかかる法令の整備、体制の確保及び運用の改善について働きかけを行った。特に、中国に対しては、官民一体となった合同ミッションを派遣し、中央政府・地方政府に模倣品等取締りの一層強化を要請した。</p>	<p>・海外での我が国企業の知的財産権侵害について、侵害の詳細な実態把握が必要。</p>	<p>②アジア地域における海賊版実態を調査し、コンテンツ種別に損害の実数推計や新会社の大きき分布などの基礎的データ入手し、コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業にさらに詳細な調査及び実際の対応を促す。 模倣品・海賊版被害の深刻な国・地域に対して、引続き模倣品等取締りの強化の要請や、取締関係機関の能力向上のための人材育成協力等を行う。また、これらの取組みにあたっては、産業界と連携して行う予定。</p>

(海外でのインフラ整備事業
への日本企業参入促進)

・2002年12月「海外インフラ事業促進研究会」(貿易経済協力局長の懇談会)最終報告書をとりまとめ、東アジア諸国等における海外インフラ事業(民間の資金・イニシアティブを活用したインフラ整備事業)への我が国企業の挑戦を後押しするための政策的支援のあり方等について提言。

・新たなビジネスチャンスである海外インフラ事業への我が国企業の参画促進に向け、国・セクター別の情報収集等や個別重要案件の発掘・形成等が必要。

②中国、フィリピン、ベトナムの電力等の国別・セクター別官民研究会の立ち上げ。
②個別重要案件に関する事業可能性調査(F/S)の実施。

		<p>(貿易投資円滑化・基準認証分野におけるネットワーク構築、人材育成等)</p>		<p>・アジア各国間の貿易円滑化のためには、貿易投資関連の人材育成も行っていく必要がある。</p>	<p>①基準認証分野について、3月上旬に開催予定のACCSQ-METI（アセアン標準化機関と経済産業省との間の政府間会合）において、始動できるよう、日アセアン基準認証E-センター（Webサイト）の具体的内容について調整を行っていく。 ②2000年2月のUNCTAD会合における小淵元総理、2002年9月のヨハネスブルグ・サミットにおける小泉総理の表明を踏まえ、2000年度からの5年間で国際協力事業団と（財）海外技術者研修協会を通じて途上国の約4,500人を対象にした貿易投資関連の人材育成支援を行っていく。</p>
--	--	---	--	---	---

		<p>(中小企業等の海外での収益性向上支援)</p> <p>(その他)</p>	<p>・我が国企業の技術提携や現地調査を支援すべく既にアジア地域9カ国(9名)に派遣している長期専門家を、中国に対して追加的に2名派遣し、我が国企業のビジネス促進の人的強化を図った。</p>		<p>②アジアをはじめとした国際市場に積極的に展開しようとする我が国中小企業に対し、海外でのビジネス活動を支援するための諸事業を実施する。具体的には、販路拡大のためのマーケティング調査、海外有望企業とのマッチングを支援するコーディネーターのリテイン、海外展示会への参加支援、等を実施する。</p> <p>②各国研究機関とともに、東アジアにおけるFTAの効果分析、アセアン各国、中国等における産業調査や日本企業を含めた東アジア展開、更には日本経済に及ぼす影響を考察し、調査研究結果をとりまとめ、「東アジア経済会合」の開催を通じて各国政府に政策提言を行う。</p>
--	--	---	---	--	--

<p>対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワンストップ・サービスの推進、地方の特色を生かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を国会に提出中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式又は現金を対価として合併等を行うことが可能となることが期待される。</p> <p>・政府関係情報のワンストップ・サービスの推進について、平成15年度予算で「対内直接投資誘致総合支援事業」として、ワンストップ・センターの新設、海外企業誘致事業等、対内直接投資の誘致体制を抜本的に強化する事業のための予算を計上。 (予算額:10億円)(新規)</p> <p>・地域の特色を生かした企業誘致施策について、平成15年度予算で「先進的対内直接投資推進事業」として、地域の情報分析、外国企業の招い、企業誘致、進出企業立上支援等、地域への対内直接投資の拡大に資する事業のための予算を計上。 (予算額:5億円)(新規)</p>	<p>・現在国会で審議中</p> <p>・平成15年度予算案を作成(事業は15年度のものであるため、着実な実施に向けて準備中)</p> <p>・平成15年度予算案を作成し、現在先進的自治体を公募中</p>		<p>・本改正案の国会での通過後、事業者からの申請を受けて計画認定を行う。</p> <p>・ワンストップ・センターにおける一元的な情報提供や、海外における外国企業の誘致やその日本への招へいを行う。</p> <p>・選定した自治体と協力して外国企業の誘致を実施する。</p>
<p>(6) 2② 対内直接投資拡大・頭脳流入の拡大</p>	<p>内閣府等</p>	<p>対日投資会議専門部会が「対日投資会議専門部会報告」をとりまとめ、対日投資会議がこれを受けて声明を発表する予定。</p>	<p>平成14年度末までには特になし</p>	<p>・外国人の生活環境の改善、外国人技術者、経営者などの入国管理の見直し、人材の確保の円滑化</p>	<p>本年度末までにとりまとめられている「対日投資会議専門部会報告」を確実に実施する。</p>

<p>関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p>	<p>経済産業省 外務省 総務省 公正取引委員会 財務省 文部科学省</p>	<p>・新ラウンドにおけるルール策定、自由化に貢献すべく、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピングの規律強化、貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争など様々な分野において、我が国としての提案文書を提出してきたところ。</p> <p>・2003年2月14～16日には、東京においてWTO非公式閣僚会議を開催。経済産業省からは平沼大臣が出席し、閣僚間での意見交換を通じて、相互の問題意識について理解を深めた。</p> <p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・WTO新ラウンドの交渉期限は2005年1月1日となっており、現在交渉継続中。</p> <p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。</p> <p>・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>①各交渉分野ごとに定められた交渉スケジュールに則り、実質的な交渉を進めていく。</p> <p>②我が国としては、既存の貿易ルールの強化（アンチ・ダンピング等）や新たなルールの策定（投資ルール等）、諸外国の関税引き下げ等に重点を置き、産業界のニーズに留意した戦略的交渉を実施していく。</p> <p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。</p> <p>④コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。</p> <p>⑤ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
--	--	--	---	---	---

<p>総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。</p>	<p>経済産業省 総務省 文化庁</p>	<p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。 ③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
---	------------------------------	--	--	--	--